

改定後	改定前
<p>しんきんパーチェシングカード特約 第2条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、会員および使用者に対し、第3条に定める社用経費支払いを目的として、使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を表面に<u>印字または登録した会員の申込区分に応じたクレジットカードまたは当社所定の方法で通知した会員番号（以下まとめて「カード」という）を発行し、貸与します。</u>カードは、カード表面に<u>印字または登録された使用者本人または当社が通知した会員番号の名義人である使用者本人以外使用できないものとし、また、違法な取引に使用してはなりません。</u>また、会員および使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとします。会員および使用者は、カード発行後も、届出事項（法人会員規約第20条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）<u>手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。</u></p> <p>2. 使用者は、使用者本人の氏名が<u>印字または登録されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします（カードに署名欄がある場合に限る）。</u>ただし、会員番号のみ貸与された場合は自署を不要とします。</p> <p>（略）</p> <p>5. 当社が、本条に基づき貸与するカードの規格、仕様およびデザインは、<u>VISAインターナショナルサービシアソシエーション</u>（以下「国際提携組織」という）が定める規定により、当社が定めます。</p> <p>（略）</p>	<p>しんきんパーチェシングカード特約 第2条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、会員および使用者に対し、第3条に定める社用経費支払いを目的として、使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を表面に<u>印字した会員の申込区分に応じたクレジットカードまたは当社所定の方法で通知した会員番号（以下まとめて「カード」という）を発行し、貸与します。</u>カードは、カード表面に<u>印字された使用者本人または当社が通知した会員番号の名義人である使用者本人以外使用できないものとし、また、違法な取引に使用してはなりません。</u>また、会員および使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとします。会員および使用者は、カード発行後も、届出事項（法人会員規約第20条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）<u>手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。</u></p> <p>2. 使用者は、使用者本人の氏名が<u>印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします。</u>ただし、会員番号のみ貸与された場合は自署を不要とします。</p> <p>（略）</p> <p>5. 当社が、本条に基づき貸与するカードの規格、仕様およびデザインは、<u>ビザ・ワールドワイド・PTE・リミテッド</u>（以下「国際提携組織」という）が定める規定により、当社が定めます。</p> <p>（略）</p>